

平成29年第2回
中札内村議会臨時会会議録

平成29年5月16日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 教育長 上松丈夫君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課 課長補佐	氏家佑介君		

◎教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 高桑浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

◎議事日程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日 程 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 承認第 2 号 | 平成 2 8 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 日 程 第 4 | 承認第 3 号 | 平成 2 8 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認について |
| 日 程 第 5 | 議案第 2 5 号 | 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 6 | 議案第 2 6 号 | 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 7 | 議案第 2 7 号 | 平成 2 9 年度中札内村一般会計補正予算について |
| 日 程 第 8 | 議案第 2 8 号 | 平成 2 9 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について |

開会 午前10時00分

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回中札内村議会臨時会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番黒田議員と4番中西議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りをいたします。
この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
このことに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

◎日程第3 承認第2号 平成28年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

- 議長（高橋和雄君） 日程第3、承認第2号、平成28年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。
提案者からの提案理由の説明を求めます。
田村村長、お願いをいたします。
(田村光義村長登壇)

- 村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。
本案件は、平成28年度における補助事業の採択要件に適合させるためなどにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、既定の歳入歳出予算の総額に1億5,095万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を52億1,162万8,

000円とするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、阿部総務課長お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、平成28年度中札内村一般会計補正予算、平成29年専決第2号をご用意いたします。

まず、10ページをお開きください。

歳出についてです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、庁舎整備基金積立、5,000万円の追加は、3月21日に交付された特別交付税について、村は災害関連により、前年度より42パーセント以上の増加で、現計予算額よりも約5,000万円の増となり、決算剰余として処理するのではなく、今後の庁舎建設を見込んで庁舎整備基金に5,000万円を積むものでございます。

6款農林業費、3項畜産費、3目牧場費、説明欄、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業交付金、1億95万7,000円の追加は、3月議会において畜産クラスター事業を活用した牛舎建設の繰越予算を計上しておりますが、この事業は事業実施主体が中札内村酪農クラスター協議会であることから、補助金の流れについては、協議会を介した事務処理が必要で、協議会に対して交付金を支出した後、再度、協議会から取り組み主体である村に同額を受け入れるもので、この交付金の歳入歳出を追加するものです。

また、特定財源の国庫補助金が確定となり、388万5,000円追加されましたので、それに伴う地方債、大規模草地育成牧場牛舎建設事業債を10万円単位で調整し、390万円減額いたします。

戻りまして、8ページの歳入ですが、国庫補助金につきましては確定に伴う追加。

諸収入は中札内村酪農クラスター協議会からの交付金。

村債は、追加となる補助金相当額の減額となります。

戻りまして、4ページは繰越明許費の追加、そして5ページにつきましては地方債の変更についても、それぞれ同様の趣旨で行っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

承認第2号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑が無いようですので、質疑を終わらせていただきます。

承認第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

承認第2号、平成28年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は可決されました。

◎日程第4 承認第3号 平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（高橋和雄君） 日程第4、承認第3号、平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いいたします。

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、療養給付費の確定に伴い、国保基金からの繰入額を減額するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,040万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を5億5,040万6,000円とするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願いを申し上げ説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、山崎住民課長お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー3番、国民健康保険特別会計補正予算書の8ページをお開きください。

今回の専決処分による補正ですが、平成30年度からの国民健康保険制度運営主体の北海道への移行に際し、標準保険税率が急激に上昇する市町村に対する激変緩和措置が講じられることになっておりますが、一般会計からの赤字補填のための繰り入れや多額な繰越金については、その激変緩和措置にマイナスに影響するとされております。

このため、一般会計からの赤字補填のための繰り入れにつきましては、3月定例会で決定いただいた補正予算で減額をしておりますが、29年度への繰越金については、歳入における国や道の補助金の追加交付分や、歳出における保険給付費の不要額等について整理をし、繰越額を抑制する措置として専決処分をしたものであります。

最初に、歳出の2款保険給付費ですが、これは3月の定例会後に最終の支出額が確定したことによりそれぞれ減額するもので、1項療養諸費で総額2,373万4,000円を減額。

9ページの中段、2項高額療養費で総額220万1,000円を減額。

5項の葬祭諸費で7万円の減額をしたものであります。

次に、10ページをお開きください。

3款後期高齢者支援金等および、その下段、6款介護納付金については、特定財源の充当額の補正によるもので、その下11ページで、12款予備費についても440万円を減額しております。

次に、戻って6ページをお開きください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、114万4,000円の

追加ですが、一般被保険者に係る療養給付費などの対象経費の確定によるものであります。
次に下段の２項国庫補助金、１目財政調整交付金、説明欄、特別調整交付金、３６２万
８、０００円の追加。

その下、３款療養給付費交付金、１１５万８、０００円の減額、またその下、５款道支
出金、２項道補助金、１目財政調整交付金、５６５万９、０００円の追加は、交付額がそ
れぞれ確定したことによるものであります。

最後に７ページ、８款繰入金、２項基金繰入金で、３、９６７万８、０００円を減額し、
財源の調整をしております。

この基金繰入金の減額で、基金の残高は約１億円を確保するとともに、２８年度の繰越
金につきましては７００万程度と見込んでいます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

承認第３号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 無いようですので、質疑を終わらせていただきます。

承認第３号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

承認第３号、平成２８年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認に
ついてを採決いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第３号は可決されました。

◎日程第５ 議案第２５号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第５、議案第２５号、中札内村税条例等の一部を改正する条
例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長お願いいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法及び航空機燃料譲与法の一部を改正する法律が公布され、個人住民
税における肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長及び固定資産
税におけるわがまち特例の導入、地方消費税率引き上げの実施時期が延期されたことに伴
う軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期限の２年延長などの改正により、村税条例

の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー6番、議案関係資料の1ページをお開きください。

中札内村税条例の一部を改正する条例の改正概要により説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与法の一部を改正する法律が交付されたことに伴う改正となっておりますが、まず一点目として、村民税関係ですが、(1)として、特定上場株式等に係る配当所得等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化したことに伴う改正となっております。

(2)として、法改正により、控除対象配偶者の定義が変更されたことに伴い、控除対象配偶者から同一生計配偶者への改正で、施行日は平成31年1月1日としております。

(3)として、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長し、平成33年度までとする改正となっております。

次に、2点目は固定資産税関係ですが、わがまち特例の導入及びわがまち特例に係る既存規定の廃止関係ですが、わがまち特例とは、国が一律定めていた内容を、地方自治体が自主的に判断して条例で決定できるようにする仕組みのことで、地方税法では標準的な割合及び上限下限の範囲を定め、その範囲の中で各自治体が条例で決定することができるというものでございます。

①として、条例本則に追加しました市町村の認可を受けた者で家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、利用定員5人以下の事業所内保育事業、それぞれの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例処置を定めるもので、3事業ともに2分の1と規定いたしました。

②として、条例附則第10条の2関係です。

平成29年3月31日までとなっていたノンフロン製品に係る特例措置、これにつきましては延長せず廃止することとし、新たに子ども子育て支援法に基づく補助を受けた者が企業主導型保育事業の用に供する施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2分の1として追加しようとするものであります。

次に資料の2ページをお開きください。

(2)として、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書に関する規定で、耐震改修が行われた認定住宅及び外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当するものについて固定資産税を減額する規定を追加しようとするものであります。

次に3点目は、軽自動車関係です。

(1)として、地方消費税率引き上げ時期の延期に伴うグリーン化特例の延長です。

このグリーン化特例の適用期限について、29年度分までの軽自動車税となっていたものを平成30年度分及び31年度分まで2年間延長するもので、併せて、軽減割合に対応した燃費基準の見直しも行われており、資料に掲載していますのは、貨物以外の乗用車の例を載せておりますが、75パーセント軽減につきましては変更がありませんが、50パ

ーセント軽減については、平成32年度燃費基準プラス20パーセント達成車が対象であったものが、プラス30パーセント達成車に。25パーセント軽減については、32年度燃費基準達成車であったものが、プラス10パーセント達成車へと厳格化されております。

なお、それぞれの軽減対象車は、50パーセント軽減、25パーセント軽減いずれも平成17年排出ガス基準75パーセント低減達成車、または、平成30年排出ガス基準50パーセント低減達成車に限ることとなっております。

次に(2)は燃費不正対策を強化するための特例措置で、減税対象車が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等の取り消しを受けた場合の取り扱いについて規定をしております。

次に4点目は、その他で、本改正条例附則第5条による改正では、平成26年6月の村税条例一部改正条例における軽自動車税に関する経過措置を規定した第6条の一部改正を、平成31年10月1日を施行日として、附則第6条による改正では、平成26年6月の村税条例一部改正条例の附則第6条の一部改正条例の一部改正を行った昨年9月の改正規定を打ち消す一部改正をするものであります。

1ページ開いて頂いて、4ページのところに今の改正条例の改正関係の軽自動車に係る部分のみを抽出して、その経過を説明しております。

非常に字が小さい資料となっておりますけれども、はじめにあった平成26年6月の改正以降、消費税率の引き上げが延期されたことに伴い、その間の経過措置、新たな税である環境性能割り、そういったものが導入される規定を改正いたしました。それが延期に伴い、それを延期する規定を新たに設け、ただしその間グリーン化特例については存続するというような改正の流れになっておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

申し訳ありませんが、戻っていただきまして、その他の部分で、そのほか地方税法等改正に伴う文言修正及び参照条項の改正をそれぞれの規定で行っております。

最後に施行日については、交付の日から施行し、平成29年4月1日より適用としており、附則第5条の4の改正規定、控除対象配偶者の定義の変更による部分ですが、これにつきましては平成31年1月1日施行、附則第5条の軽自動車税の経過措置に関する規定、これにつきましては平成31年10月1日から施行することとしております。

5ページから31ページについては、新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいというふうに思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明も終わりました。提案理由の説明全部が終わりました。

議案第25号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、2点ほどお聞きしたいと思います。

かなり細部に亙った文言が改正されておりますけれども、今説明ありました改正概要の中の、1の村民税関係の(2)です。控除対象配偶者を同一生計配偶者に改正するということなのですが、どこに配偶者が住んでいても一応戸籍上で配偶者になっていれば控除になったものが、同一生計配偶者ということで、別居ではなく同居するものという感じがするのですが、そういったことでの変更の趣旨が何かあるために、国のほうもこういう同一生計配偶者に改正したのではないかと推測するのですが、その辺の内容について教えてい

ただきたいというふうに思います。

それから、2の固定資産税関係の、わがまち特例という今ではあまり知られない言葉ですけれども、説明を聞いていると、国が一律定めた内容をそれぞれ地方公共自治体が自主的に判断する条例で、内容的には標準税率割、上限下限の中でその範囲内で各自治体が決められる特例であるという説明なのですが、本村としてはその範囲内のどの辺の位置の税率を適用させていく考え方でいるのか、その辺の考え方を聞かせていただきたいと思いません。

○議長（高橋和雄君） 2点についてお願いをいたします。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず1点目の、地方税法の改正により控除対象配偶者の定義が変更されたという部分ですが、基本的にこの考え方、この条例の改正につきましては、法律が改正されたことに伴いその文言は合わせたように改正するという考え方にしかありません。

ただ、同一生計という考え方が変わるのかというご質問でありましたけれども、元々の改正の根拠というのが、配偶者控除の見直しを国が進めています。これは配偶者控除及び配偶者特別控除の額の引き上げに起因しています。

そこでの取り扱いにより、控除対象配偶者として法律で定めていた定義を、全て同一生計配偶者というふうに読み換えたという考え方でございます。

現行と改正後で変わるのかということでございますが、あくまでもこの名称を変えてただけで、控除対象配偶者の定義としては、これまで、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち前年の合計所得金額が幾ら幾ら以下の者という取り扱いになっておりますので、定義が変わったとしても、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち前年の合計所得金額が幾ら幾ら、とその取り扱いについては一切変わっておりませんので、あくまでも定義、名称を変更したということでの改正になっています。

具体的な額の上限等につきましては、全て法律の中で定まっているものに村が合わせる形になりますので、今回の条例改正の中では金額等については一切明示してございません。

ただ影響があるのは、控除対象配偶者という文言についてのみは、法律が変わった時点で同一生計配偶者という名称に変更するという考え方でございますので、基本的には、黒田議員が質問されたように、同一生計というものが表に出たということが、そのことの手続きが変わったかのように思われるかもしれませんが、その取り扱いが変わっているものではないというふうに考えているところでございます。

それと2点目のわがまち特例の関係でございます。

もともとわがまち特例は、法律上はその規定が決まっています。ただ、市町村が条例で定める時には、国が定めていた減額率、例えば2分の1、この上限と下限の範囲内で市町村が独自で定めることができるというふうになっておりまして、もともと根拠の法律上は、真ん中の2分の1という軽減率になっていました。これまでも。

なので、新たに追加された軽減措置ではないのですが、市町村が特例措置で定めることにより、上限を下げることも出来るし上げることも出来る、という取り扱いになっています。

ですから、村の税の条例の今回の2分の1という改正について、もともと国が定めていた上限でもない下限でもない2分の1と定めていたものを現行では使っているということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今回の2分の1の特例のことですけれども、大体話は分かりましたけれども、管内の町村では情報として、大枠としてそのような適用をしながら行くのかなと推測するのですが、特に2分の1を、3分の1とか4分の1とかにするような町村も現状としてあるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今回の管内の条例の改正の状況ですが、これまで臨時会が開催されて、町村税条例の改正をやっていっているところはいくつかあるというふうにお聞きはしております。

ただ、このわがまち特例の今回の税条例の改正に関する部分につきましては、まだ情報としては、特例措置の率をどこに設定したということまでは確認はとれておりません。

それぞれ税条例改正、臨時会に向けて改正作業をしている最中だと思いますので、やっている最中のところに、どれぐらいにするという問い合わせをするのもいかなものかという考えもありましたので、そこまでの情報収集はしておりませんが、これまでわがまち特例で条例を追加したケースは村の条例の中でもかなりの割合であります。もともと対象にならないものもありますので、すべてではありませんが。

その中で、各町村のこれまでわがまち特例を導入して特例措置の減額率を決めてきた内容を見る限りは、上限でも下限でもない、これまで国が定めていた基準に基づく率で改正が行われているという情報だけがございます。今回の条例の分ではございませんが。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 固定資産税関係のほうで少しお聞きします。

2ページの耐震改修、また外壁、窓を通しての熱の損失の防止の対策なのですけれども、この外壁、窓の改修というのはセットで行わなければならないのか、それともどちらか一方での改修でも良いのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 大変申し訳ありませんが、改修の方法のところまでは具体的に細かく熟知しているわけではございません。

ただ一般的に言う、これまでもこの措置はありましたので、今回概要のところでは減額率の記載はしておりませんが、3分の2という取り扱いになっておりまして、認定長期優良住宅に該当する部分については、現行の制度では2分の1という取り扱いになっていません。

ただ、この省エネ改修をすることで断熱効率を上げるだとか、そういった措置をしたものにもこの特例措置を当てはめようということで、改修をした年度の翌年度については、3分の2まで特例で減額率を引き上げることになってございます。

ですから、省エネ改修というのが、例えば、サッシを内窓で二重窓にしたりだとか、外壁の中の断熱材が減っている状況のものを改修したり、断熱の玄関ドアにするだとか、色々なケースが考えられると思います。

その断熱の効果が上がるようなリフォームをしたものについても、この特例の対象とするという考え方でございます。

ですから、窓だけ、外壁だけ、それ以外にも断熱の効果上げるものとしては、リフォームの方法としては他にも色々あるのかなというふうに、申し訳ありませんが具体的な建築の内容までは熟知をしていませんが、そういったものについては対象となるということでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 耐震改修の方も、ある程度既存住宅の耐震改修ということで三十数万円ほどの予算もみていたかと思うのですけれども、意外とそれを利用される方も少ないのではないのかなと。

中札内は地盤もいいので、あまりそういった耐震に関しての関心は少し薄いのかなとは思いますが、そういった改修をすることによって固定資産税が減額されるということもございまして、やはりもう少し、広報だけではなくてPRをされていくことが必要ではないのかなというふうに、熱損失のことも関連してはすけれども、もう少しPRされていったほうがよろしいのではないのかなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 耐震改修とそれから外壁などのリフォームは、セットなのかどうかということではどうなのでしょう。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 申し訳ございません。説明が少し足りませんでした。

セットではございません。それぞれ別です。

説明だけ合わせて説明した形になったので、そういうふうに受け取られたかもわかりませんが、耐震改修と省エネはそれぞれ別でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。無ければ次に移らせていただきたいと思います。

これで質疑を終わりたいと思います。

それでは、議案25号に対する討論を行いたいと思います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

議案第25号中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第26号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第6、議案第26号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長お願いいたします。

(田村光義村長登壇)

○**村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、低所得者に係る軽減措置の拡充が行われたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○**議長（高橋和雄君）** 補足説明を山崎住民課長、お願いします。

○**住民課長（山崎恵司君）** それでは補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー6番、議案関係資料の32ページをお開きください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要に基づき、説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法施行例等の一部を改正する政令が4月1日に施行され、低所得者に係る軽減措置が拡充されたことによる改正となっております。

これは地方税法第703条の5及び同法施行令第56条の89に基づき、条例で規定している軽減措置で、所得に応じて均等割と平等割を7割、5割、2割軽減する仕組みで、今回の改正では、5割軽減につきましては被保険者数に乘じる基準額を26万5,000円から27万円に、2割軽減につきましては48万円から49万円に引き上げることで、軽減判定所得をそれぞれ引き上げ軽減対象者の拡充を図るものであります。

次に施行日ですが、本改正条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用となりますが、28年度分までの国民健康保険税につきましては、改正後もなお従前の例によることとしております。

資料の33ページから34ページに新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

なお、過日、国民健康保険運営協議会が開催されておりまして、本改正案につきましてはご承認をいただいておりますことをご報告させていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○**議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第26号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

○**2番（森田匡彦君）** それでは、1点確認させていただきます。

この拡充によって、対象者がどれぐらい出てきそうなのか、そういった数字をつかんでいらっしゃるのかどうかの確認をいたします。

それと、どのような形で村民に広報していくのか、その方法についても確認いたします。

以上です。

○**議長（高橋和雄君）** 2点についてお願いをいたします。

山崎住民課長。

○**住民課長（山崎恵司君）** まず、今回のこの軽減措置の拡充で対象者がどの程度広がるのかということですが、28年分の所得については、ご存知のとおり、まだ確定申告後終了していませんので、その前の年の27年の収入、つまり28年度賦課分で所得を判定して対象者を抽出してみました。

その結果、5割軽減、2割軽減、それぞれ対象者は3名、2世帯程度です。

ただこれは所得がどのように変わるかによって変わりますので、あくまでも28年度賦課に使用した所得を基に算出をしたらこの結果になったということで、総額で大体10万円程度拡充され、国保税からすると、その分だけ減ると。

実際には4分の3は道から補填はされるということになってございます。

それと、この周知の方法なのですが、低所得者を対象にした軽減措置の拡充は、ここ数年、限度額の引き上げとセットでずっと何年も行われてきていました。

今回は限度額の引き上げは無かったわけなのですが、できればホームページ上では、議決を受けて、軽減措置の拡充の部分についてはすぐ載せたいと思いますし、国保のしおりというものを配布させていただいておりますので、それについては拡充された後のもので記載をするようにしておりますから、それを納付書送付の時に合わせてしおりごと送付したいというふうに考えているところであります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

無いようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案26号に対する討論を行いたいと思います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

議案第26号中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第7～8 議案第27号 平成29年度中札内村一般会計補正予算について
議案第28号 平成29年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正
予算について**

○議長（高橋和雄君） この際、日程第7、議案第27号、平成29年度中札内村一般会計補正予算について、日程第8、議案第28号、平成29年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についての2件を一括して議題にいたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1,6

07万1,000円を追加し、総額を38億1,187万1,000円に調製したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ12万円を追加し、総額を6,492万円に調製したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明をお願いいたします。

はじめに阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー4番、一般会計補正予算書により、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について合わせて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

まず10ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、2目広報公聴費、説明欄のコミュニティ助成事業補助金は、ときわ野集会所建設に対して、自治総合センターのコミュニティセンター助成事業の決定を受け、助成率5分の3の、680万円を追加するものです。

特定財源として、同額の助成金を追加しております。

上段の地域集会所施設等補助金17万円の追加は、西札内公会堂屋根改修について、補助要綱に基づき改修費の3分の1を追加するものでございます。

4款衛生費、1項保険衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄、修繕料87万5,000円は、中札内歯科医院外壁表面に剥がれが発生したことにより、補修と塗装を行うため追加をいたします。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄、農山漁村進行整備交付金7,075万4,000円は中札内村農協が整備する農産物直売所建設について、補助金の内示を受けたことから追加をするものです。

特定財源として、国の農産漁村振興整備交付金を同額追加してございます。

下段の返還金は、今後予定している産地パワーアップ事業を活用した中札内村農協農畜産加工処理施設加工ラインのロボット化に伴う財産処分による国庫支出金、これは平成20年度の強い農業づくり交付金の返還金、56万円を追加するものです。

特定財源として、農協からの返還金を同額追加しております。

次に、11ページ、3項畜産費、3目牧場費、説明欄、大規模草地育成牧場設備補修工事、1,959万9,000円はスラリータンク老朽化に伴う修繕の工事請負費を追加するものでございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、12ページをお開きください。

説明欄、コミュニティ・スクール交付金70万2,000円の減額は、国の学校家庭地域連携協力推進事業補助金の内定を受けたことにより、補助対象経費を予算科目ごとに計上する必要があることから、交付金の一部を前ページの報償費64万8,000円、旅費3万7,000円、そして需用費1万7,000円へ組み替えるものです。

内定をうけた国庫補助金は特定財源として、37万6,000円を追加しております。

次に、5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄、文化振興奨励事業補助金200万円は、当初予算200万円に対して交付決定と今後の申請見込みから追加を行うものでございます。

特定財源として、文化振興基金繰入金を同額追加しております。

次に、11款災害復旧費、説明欄の工事請負費1,587万円は、人件費等の発注単価の高騰及び平成30年度から前倒しする工事も取り込み、今回追加を行うものでございます。

特定財源の国の戸蔦大橋災害復旧事業負担金は、工事費の変更による増額と補助率のかさ上げにより、1,848万1,000円追加いたします。

補助金のかさ上げに伴い、地方債の戸蔦大橋災害復旧事業債230万円を減額しております。

戻っていただきまして、9ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

18款繰越金で、歳出予算の追加財源として37万円を追加し、調整を行っております。

次に戻っていただきまして、4ページですけれども、これは第2表継続費の補正の変更ですが、平成30年度までの2ヵ年で行う戸蔦大橋災害復旧事業の年割り額及び総額を変更してございます。

次の5ページの地方債補正の変更についてですが、これも戸蔦大橋災害復旧事業債について限度額の変更を行っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に後期高齢者医療特別会計について、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー5番、後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、7ページをお開きください。

歳出の3款諸支出金、1目保険料還付金、その下段、2目還付加算金の追加をしております。

これにつきましては、昨年末に厚生労働省から、全国統一仕様の電算処理システムにおける後期高齢者医療保険料の軽減判定の設定が、平成20年度の後期高齢者医療制度発足以来誤っていることが公表され、今般、北海道後期高齢者医療広域連合の指示により、厚生労働省から送付された計算ソフトを使って、本村における判定誤りの対象者を抽出したところ、2名の保険料が誤って算定され、本来軽減すべき保険料を軽減せずに過大に徴収していることがわかりました。

過大に徴収していた金額は、平成23年度に賦課した保険料2名分で、7万9,400円、加算金1万1,200円、これを合わせて還付する必要があるとございます。

そのため、補正額は今後の資格移動による還付等も加味し、還付金で10万円、加算金で2万円を追加しようとするものであります。

財源は諸収入で、北海道後期高齢者医療広域連合より支弁される9万円、まだ決算は確定しておりませんが見込むことは可能ですので、繰越金3万円を追加し財源の調整をしております。

なお、過大徴収となった2名の方に対しましては、その理由の説明にお伺いし、お詫びの上、5月中に還付の手続きを終える考えであります。

また、今回の軽減判定の取り扱いにつきましては、国民健康保険税または料、本村の場合は税ですが、においても同様の誤りが発生している可能性があるとの報告が厚生労働省から発出されており、今後国が政令の改正を予定しているとのことでありますので、それに基づき適正に対応する考えであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点かお聞きしたいと思います。

10ページの、広報公聴費、地域集会施設等補助金17万円の関係ですが、説明あったとおり、村の公会堂の屋根の修繕を行う分だということなのですが、補助率は多分2分の1だったのかと思うのですが、その辺を改めて教えていただきたいと思います。

それと、その下のときわ野行政区への補助金ですが、これは確定したことによって追加ということですが、実は私のほうから3月定例会の時に話したかと思いますが、ときわ野の道路の周辺の除草のために、就労センターの人たちが、かなりの期間、年間通して手で草をむしっているということで、トイレが無いので道の駅にその度に行ったり来たりということのお話しをさせていただいたはずなのですが、この建設に合わせて、そういったトイレの調整についても、行政区との調整あるいはまた費用の関係もありますから、ぜひその辺の解決する為の調整を図って欲しいということ、私から発言したと思いますが、その辺の経過と結果について答えていただきたいというふうに思います。

それから、12ページの社会教育振興費、文化振興事業補助金200万円の追加ということ。当初予算で350万円みておまして、内訳として、住民の自主的な文化事業ということで200万円、アートのまちづくり事業ということで150万円、合わせて350万円ですが、今の説明で行きますと、自主的な文化事業ということで200万円を追加してということですから、400万円になるということですね。

かなりの額になるのですが、具体的に、どういったことを予定しているのか、この200万円というのを追加したのか、その辺の内容について教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 3点についてお願いをいたします。

阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） まず1点目の地域集会所の補修についてですけれども、これにつきましては村の地域集会所等建設及び改修費補助要綱の定めによりまして、集会所に要する経費の3分の1以内の額としておりますので、今回は西札内行政区の見積もってきた金額の3分の1の額を予算化してございます。

続きまして2点目のときわ野集会所の関係ですけれども、これは3月議会の時点で、ときわ野のほう、ある程度固まっておりますので、外側から入って使用出来るようなトイレの形は考えてございませんでしたので、その辺については、ときわ野行政区の考えどおり進めておりますので、トイレを外側につけるとか行政のほうから申し出は行ってございません。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 文化振興の関係は、高桑教育次長お願いします。

○教育次長（高桑浩君） 今回200万円の追加を行いましたのは、例年に無い大きな文化振興奨励事業に該当する事業の実施の申請が既に1件あがっておりまして、それは当初予算の範囲内で、教育委員会会議で決定をしております。この分が112万円です。

「きずな」という公演とその出演者によるワークショップを行うというもので、事業費

については140万円、そのうち80パーセントの112万円を補助決定したものでございます。

もう1件、大きいのが、これは予算が現段階では200万円しかございませんので、交付申請は受理しておりません。今回の補正予算が可決された以降、申請をしていただく予定なのですが、オブンガク堂中札内実行委員会が実施しようとする名作文学の語り劇とクラシック音楽の生演奏をしようとする事業です。

平成28年度も道の文化財団、すみません、正式な補助金名は今出てきませんけれども、別な補助金とこの文化振興奨励事業の補助金を活用して行っております。

本年度、2回目の事業になりまして、今回については別な補助金の方が期待できないということで、村の文化振興奨励事業補助金1本で財源を確保して実施しようとする計画であります。

これら大きなものが2件で242万円の交付決定及び見込みとなっていることから、例年行っているような事業の予算も他に150万円余り予測されるということで、追加補正をさせていただきたいというものでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） コミュニティ助成事業の、ときわ野のトイレの関係ですが、答弁を聞きますと、予定していないので作らないということの結果の答弁ですが、私が言っているのは、せっきく行政区で補助金をつけてそういったものをときわ野行政区で建設するわけですね。行政区としてはそういう清掃の関係もあるから、なかなか難しいのではないかという判断があるのですが、私が言っているのは、働く人たちが、年間かなりの日数、道路沿いの雑草をとるにあたって、トイレがやっぱりご婦人の皆さんですから、道の駅まで遠いということで、車何台かで行ったり来たりということで、午前・午後と結構あるようなのです。

よって、何とかトイレのことについて考えてもらえないのかということから、私の意見となってやっていますのですが、そういったものに配慮して、この際やはり行政区に会館が建つわけですから、村でトイレを建てるなり、そして行政区との連携をしてという、そこら辺の調整をすることが、村としての思いやりの行政というのか、そういうきめ細かい部分を詰めていかないと、結果的に就労センターの働く人たちは依然と解決が付かないということで、2年目になるのでしょうか、そのようなことになっているものですから、ぜひ3月の議会の時にそういうことの状況ということで行政区と調整しながら対応して欲しいということの発言をしたのですが、そこら辺のことについて、全く考慮しないのか、出来ないのか、その辺の方向性について改めて答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 最初の答弁で、そういうことはしていないという話ですので、その辺は了解できないということでしょうか。

3番黒田議員

○3番（黒田和弘君） そのことについてはわかりましたが、私の言うことについての調整というのは今後の形としてどうなのかという発言です。

○議長（高橋和雄君） 理事者の方から、本来の内容でないということですので、違う機会にその辺は聞いていただければと思います。

○3番（黒田和弘君） 分かりました。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

よろしいですか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 10ページの中札内歯医者 of 修繕のこと、私、詳しく聞き漏れた部分があるのですけれども、その部分、どういう状況だからこういう修繕をするのかということをもう一度教えていただきたいということと、あと戸蔦大橋に対して、今回人件費の高騰で請負工事費が上がっておりますけれども、このことについて、人件費だけが上がったということでしょうけれども、このことも含めて、工事が予定よりも進むことが想定されるのかどうか、戸蔦大橋が早く開通できれば良いなという思いがあるので、そういうことで進めば良いなと思っているので、それと関連があるのかどうか、その2点をお願いします。

○議長（高橋和雄君） 2点についてお願いをいたします。

山崎住民課長

○住民課長（山崎恵司君） 修繕料につきましては、中札内歯科医院の外壁の表面の剥がれです。

なぜその表面の剥がれができたかというのは、経年劣化は当然あるのですが、サッシ等の淵から水分が落ちて外壁の中に入り込んだものが膨らんだようになって、表面が剥がれたという形になっています。

何度か防水工事も、部分部分ではやってはきましたけれども、その状況がひどいことがありますので。

今回、国道側、西側の面につきましては、かなりひどくなっていることが分かりますので、表面を剥がして、全面塗装をかけたいということです。

南側面につきましては、大体半分程度になるかとは思いますが、そこを剥がれのひどいところをある程度剥がしをして、その上に塗装をします。

どちらも下地の材料が一度補修をかけてから塗装をするという形でないと厳しいという話がありましたので、そういったことで施工する考えであります。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） 戸蔦大橋の関係について、私の方から説明させていただきます。

今回の補正につきましては、単価高騰分ということで、労賃及び資材等の単価の高騰ということ、併せて、総務課長の説明の中で前倒し分という話があったと思うのですが、その部分につきましては、橋台部分の護岸工ということで、根固めブロック工を、実は30年に予定していたものを29年の冬の工事の中に取り込んでいくという形ということです。

今回、根固めブロック工を前倒しで持ってくることで、若干は工期が早まれば良いという思いもあるのですが、実は平成30年の11月を目処にということで今まで話をしていたと思いますが、この工事でどれだけ工期が詰まるかという部分については、これからの天候等によるかなというふうに思いますので、その期間がどれくらい詰まるかということは今の時点では確定できないところではあります。若干前倒しをすることによって少しでも早く、男澤議員さんが言ったとおり皆さん早い開通を求めていますので、そういった部分に繋がれば良いなということで今回提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。
よろしいですか。
無いようですので、質疑を終わらせていただきます。
それでは、議案２７号から討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。
議案第２７号、平成２９年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。
この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。
したがって、議案第２７号は、原案のとおり可決されました。
議案第２８号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。
議案第２８号、平成２９年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決
いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。
したがって、議案第２８号は、原案のとおり可決されました。
これで本日の日程はすべて終了しました。
会議を閉じたいと思います。
平成２９年第２回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前１１時１２分